

高齢者の被害

地域や家庭で見守ろう

(2017年8月15日掲載原稿)

県消費生活センターに寄せられた昨年度の相談を年代別に見ると、契約当事者は70歳以上が最も多く、次に多い60代の件数を含めると、相談全体の36%を占めています。ここ数年、契約当事者は高齢者も割合が高い傾向にあります。

高齢者の多くは「お金」「孤独」「健康」という3つの不安を抱えていると言われます。悪質業者はこの不安を利用し、不必要な商品やサービスを契約させようとしています。

高齢者が消費者トラブルに遭うと、判断力や記憶力の低下など、年齢に伴う様々な問題から解決が困難な場合が多いです。高齢者が安心して消費生活を送るには、周囲の見守りが大切です。

センターが受けた相談で、80代の男性が30社から健康食品を購入していた事例があります。男性は、支払いのために頻繁に金融機関を訪れており、その金融機関が男性の様子の変化に気付き、センターへ相談するよう勧めてくれました。男性は「誰かに相談して何とかしたいと思っていたが、どうすればいいか分からなかった」と心細く話していました。

こうしたトラブルをなくすために、身近な高齢者と日頃から積極的にコミュニケーションを取り、話しやすい環境を整えましょう。

ちょっとした変化に気付いたら「何か困っていませんか？」などと声を掛け、消費者トラブルに遭っていればセンターなどへの相談を勧めてください。消費者ホットライン【188番】にダイヤルすれば、近くの相談窓口につながります。

周囲で消費者トラブルに遭う高齢者が少なくなるよう、地域や家庭で見守りましょう。